

球場及び補助グラウンド使用料（令和元年10月1日以降使用分より適用）

区分		使用時間	アマチュアスポーツ	その他
球場		1時間までごとに	1,020円	5,090円
夜間照明施設	全点灯	1時間までごとに	152,780円	152,780円
	2分の1点灯	1時間までごとに	6,420円	19,250円
	3分の1点灯	1時間までごとに	4,280円	12,840円
諸室		1時間までごとに	510円	2,550円
	冷暖房施設	1時間までごとに	510円	510円
補助グラウンド		1面	200円	1,020円
	夜間照明施設	1面	810円	810円
器具	放送施設		1日	2,240円
	スコアボード		1試合	2,040円
	電源コンセント（1口）		1日	200円

備考

- 1 使用時間とは、実際に使用する時間のほか、その準備及び原状に回復するために要する時間を含む。
- 2 大学生（専門学校生を含む。）、高校生以下又は65歳以上の者が使用する場合は、所定の使用料の半額とする。ただし、夜間照明施設、諸室及び器具を除く。
- 3 補助グラウンドの1面とは、ソフトボール場1面をいうものとする。
- 4 使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。